

安全運転管理NEWS

警察庁では、安全運転管理者の業務として、本年10月1日からアルコール検知器の使用義務付けることとしていましたが、当分の間、適用しないことを決めたと発表しました。

千葉県八街市で昨年6月、飲酒運転した白ナンバーのトラック運転者に下校途中の児童5人がはねられ死傷した事故を受けて、道路交通法施行規則が一部改正され

- 令和4年4月1日から、安全運転管理者に対して、運転前後の運転者に対して目視で酒気帯びの有無を確認することと確認結果の記録を1年間保存することが義務付けられました。
- 更に、本年10月1日からは、アルコール検知器を使って運転前後の運転者の酒気帯びの有無を確認することと、アルコール検知器を常時有効に保持することが義務付けられました。

この義務化の対象となる事業者は、3月末時点で全国に約35万2千事業者、運転手は約808万2千人おり、法改正に伴うアルコール検知器の需要急増や半導体不足などからアルコール検知器を増産できないことによる需給ギャップが拡大し、10月までにアルコール検知器を用意できない事業者も少なくないことから、今回アルコール検知器の使用義務化の規定を当分の間、適用しないこととしたようです。

改正附則	本文
附則 〔1～5 略〕 第9条の10の規定の適用については、 <u>当分の間</u> 、	(安全運転管理者の業務) 第9条の10 法第74条の3第2項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。 〔1～5 略〕
同条第6号中 「確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う」とあるのは「 <u>確認する</u> 」と	6 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について目視等で確認するほか、 <u>アルコール検知器（呼気中に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。</u>
同条第7号中 「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「 <u>保存する</u> 」とする。	7 前号の規程による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間の保存し、 <u>並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。</u> 〔8～9 同上〕